

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	被保険者の資格管理及び療養給付費等の給付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御前崎市は、国民健康保険被保険者の資格管理及び療養給付費等の給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険システム等への外部者の不正アクセスを防止するため、個人情報保護条例により、個人情報保護並びに情報システムに関するセキュリティ対策を実施している。また、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者の情報保護管理体制を確認し併せて秘密保持に関しても契約に含める事で万全を期している。

評価実施機関名

御前崎市長

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	被保険者の資格管理及び療養給付費等の給付事務
②事務の概要	被保険者の資格管理及び療養給付費等の給付事務は、国民健康保険法に基づいて国民健康保険事業の健全な運営を確保する事務を行うものである。御前崎市は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務等で取扱う。 1 国民健康保険における資格取得、脱退等 2 資格確認証等、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担減額認定証等の交付・再交付・返還受理 3 非自発的失業者に係る保険税の軽減の届出受理 4 国民健康保険における高額療養費、療養費等の給付 5 被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定 6 出産時一時金及び葬祭費の支給ならびに第三者行為による損害賠償金の請求 7 医療機関からのレセプトの審査及び医療機関等への保険者負担分の支払い ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険システム、宛名管理システム、中間サーバー・ソフトウェア、 国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険管理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表44の項 2 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1 （情報照会の根拠） 69、70の項 2 （情報提供の根拠） 1、2、3、5、6、13、16、19、27、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、141、145、158の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民生活部 市民課
②所属長の役職名	市民課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	御前崎市 市民生活部 市民課 〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地 0537-85-1171
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	御前崎市 市民生活部 市民課 〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地 0537-85-1171
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員や事務取扱者へのサイバーセキュリティ研修を行っているため、対策は十分であると考ええる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月17日	5.評価実施機関における担当 部署①部署	市民部 国保健康課	市民部市民課	事後	
平成28年8月17日	5.評価実施機関における担当 部署②所属長	国保健康課長 長尾智生	市民課長 村松 均	事後	
平成28年8月17日	7.特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求_請求先	御前崎市役所 市民部 国保健康課 0537-85-1171	御前崎市役所 市民部 市民課 0537-85-1171	事後	
平成28年8月17日	8.特定個人情報ファイルの取 り扱いに関する問合せ先_連 絡先	御前崎市役所 市民部 国保健康課 0537-85-1171	御前崎市役所 市民部 市民課 0537-85-1171	事後	
平成30年3月22日	5.評価実施機関における担当 部署①部署	市民部市民課	市民生活部 市民課	事後	
平成30年3月22日	5.評価実施機関における担当 部署②所属長	市民課長 村松 均	市民課長 中村 年美	事後	
平成30年3月22日	7.特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求_請求先	御前崎市役所 市民部 市民課 0537-85-1171	御前崎市役所 市民生活部 市民課 0537-85-1171	事後	
平成30年3月22日	8.特定個人情報ファイルの取 り扱いに関する問合せ先_連 絡先	御前崎市役所 市民部 市民課 0537-85-1171	御前崎市役所 市民生活部 市民課 0537-85-1171	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ-1対象人数	平成28年6月24日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ-2取扱者数	平成28年6月24日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月20日	Ⅱ-1対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月20日	Ⅱ-2取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	5.評価実施機関における担当 部署②所属長の役職名	市民課長 中村 年美	市民課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	—	Ⅳリスク対策追加	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ-1対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ-2取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ-1対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ-2取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年8月19日	Ⅱ-1対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和3年8月19日	Ⅱ-1対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年8月19日	Ⅱ-2取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年8月19日	Ⅳ-8監査	自己点検	内部監査を追加	事後	
令和3年9月1日	I-4-②	1（情報照会の根拠） （1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7項 別表第二 第42項、第43項 （2）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第25条第1号から第5号まで及び第8号から第16号まで	1（情報照会の根拠） （1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8項 別表第二 第42項、第43項 （2）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第25条第1号から第5号まで及び第8号から第16号まで	事後	法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月1日	I-4-②	2（情報提供の根拠） （1）別表第二 第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第17項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第58項、第62項、第80項、第87項、第93項	2（情報提供の根拠） （1）別表第二 第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第9項、第12項、第15項、第17項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第58項、第62項、第80項、第87項、第93項、第106項、第109項、第120項	事前	
令和4年9月1日	II-1対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年9月1日	II-2取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年5月12日	II-1対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年5月12日	II-2取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年1月1日	I-1-②	記載なし	・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月1日	I-1-③	国民健康保険(資格)システム 国民健康保険給付システム 療養費システム 高額療養費システム 宛名管理システム 中間サーバー・ソフトウェア	国民健康保険(資格)システム 国民健康保険給付システム 療養費システム 高額療養費システム 宛名管理システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保総合システム及び国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和6年1月1日	I-3	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条1項 別表第一 第30項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令 第24条第1号から第5号まで	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条1項 別表第一 第30項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条第1号から第5号まで 3 番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和6年1月1日	I-4-②	記載なし	3 (オンライン資格確認の準備業務) 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和7年1月24日	I-1-②	2 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担減額認定証、高齢受給者証等の交付・再交付・返還受理	2 資格確認証等、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担減額認定証等の交付・再交付・返還受理	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月24日	I-3	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条1項 別表第一 第30項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条第1号から第5号まで 3 番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	1 番号法第9条第1項 別表44の項 2 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和7年1月24日	I-4-②	1 (情報照会の根拠) (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8項 別表第二 第42項、第43項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第25条第1号から第5号まで及び第8号から第16号まで 2 (情報提供の根拠) (1) 別表第二 第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第9項、第12項、第15項、第17項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第58項、第62項、第80項、第87項、第93項、第106項、第109項、第120項 3 (オンライン資格確認の準備業務) 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1 (情報照会の根拠) 69、70の項 2 (情報提供の根拠) 1、2、3、5、6、13、16、19、27、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、141、145、158の項	事前	
令和7年1月24日	II-1	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月24日	Ⅱ-2	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事前	
令和7年1月24日	Ⅳ-8	-	項目の追記	事前	
令和7年1月24日	Ⅳ-11	-	項目の追記	事前	
令和7年1月24日	I-1-②	国民健康保険(資格)システム 国民健康保険給付システム 療養費システム 高額療養費システム	国民健康保険システム	事前	